

議案第76号

東京都板橋区立郷土資料館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和6年9月20日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区立郷土資料館条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立郷土資料館条例（平成元年板橋区条例第48号）の一
部を次のように改正する。

別表おとなの項中「640円」を「900円」に、「410円」を「
590円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

観覧料の上限額を改定する必要がある。